

平成21年度 第5回

青梅市教育委員会定例会会議録

日時 平成21年7月2日(木)午後1時30分
場所 青梅市教育センター会議室

第5回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成21年7月2日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 学校プールの開始について（施設課）
- 2 平成20年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について（教育指導担当）
- 3 青梅市学校給食会役員の改選について（学校給食センター）
- 4 図書館の休館について（中央図書館管理課）
- 5 郷土博物館の臨時休館について（郷土博物館管理課）
- 6 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付決定について（美術館管理課）
- 7 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 社会教育委員会議会会議録（社会教育課）
 - イ 文化財保護審議会会議録（郷土博物館管理課）
 - ウ 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定委員会会議録（美術館管理課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 学校給食センター食器改善の保護者通知について（学校給食センター）
 - イ 水泳場の開場について（体育課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 平成21年度学校基本調査結果について（総務課）
 - イ 第5回青梅市キンボール交流大会の実施結果について（体育課）
 - ウ 第62回都民体育大会の実施結果について（体育課）
 - エ オリンピックムーブメント共同推進事業実施概要について（体育課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市における社会教育のあり方についての諮問について（社会教育課）
- 2 青梅市スポーツ振興基金の援助等に関する諮問について（体育課）
- 3 第68回国民体育大会開催に伴う審判員養成費補助金交付要綱の制定について（国体準備担当）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋 仁
	教育委員会委員	小野 具彦
	教育委員会委員	小澤 順一郎
	教育委員会委員	北島 朋子
	教育委員会委員	畑中 茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中 茂雄
	学校教育部長	長澤 通
	社会教育部長	山下 正義
	総務課長	柳内 秀樹
	施設課長	渡辺 慶一郎
	指導室長	宇田 剛
	教育指導担当主幹	新村 紀昭
	給食センター所長	朱通 智
	社会教育課長	藤野 唯基
	郷土博物館管理課長	社会教育部長(兼務)
	美術館管理課長	石田 治郎
	中央図書館管理課長	栗原 秀二
	体育課長	地引 静雄
	国体準備担当主幹	野寄 松夫

書記	総務課庶務係長	永沢 雅文
	総務課庶務係	松井 慎治

日程第 1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 21 年度第 5 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、 委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、3 月 22 日の第 20 回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第 20 回臨時会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 21 回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第 3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、いかがでしょうか。もしございましたらどうぞ。よろしいですか。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2) 教育長報告

1 学校プールの開始について

【委員長】 次に、教育長報告に移ります。報告事項 1、学校プールの開始について、の説明をお願いいたします。

【施設課長】 それでは、報告事項 1、学校プールの開始についてご説明いたします。報告資料 1 をお開きいただきたいと思います。

報告資料 1 では、平成 21 年度の学校プールの開始に伴いますプール作業日程を、学校別に一覧表でお示してございます。

各小・中学校のプール開きにつきましては、新町中学校の 5 月 18 日を最初といたしまして、本日 7 月 2 日の第二中学校の開始によりまして、すべての小・中学校におきまして開始となって

おります。

プールの開始に伴います事前作業といたしまして、プール作業日程一覧表のとおり、吹出管清掃、またプール内の清掃を、プールの給水日にあわせまして実施いたしました。また、安全管理面についてでございますが、事故防止の一環といたしましてプールの排水口の点検を、プールの清掃日を基本といたしまして、すべての小・中学校のプールの排水口のボルト締めを、校長先生、また副校長先生等、学校関係者の立ち会いのもと、施設課職員によって行いました。

また、プールの環境面といたしまして、西多摩保健所が主体となりまして実施いたしました平成21年度プール衛生管理講習会を各学校の担当者に受講していただきました。学校環境衛生基準について講習を受けていただきましたが、都合により不参加の学校につきましては、当該講習会の資料送付で対応しているところでございます。

以上、学校プールについてご説明いたしました。各小・中学校には、日常の安全点検の実施、またプール用薬品の使用や管理等についての通知を送付いたしまして、安全面の確保について周知しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 施設面のことではなくなってしまうと思うんですけども、プール納めの日程なんです。8月の上旬でプール納めをしてしまう小学校が幾つかあるようです。現在は夏季休業中の水泳指導と、それから子どもたちが夏の間自分でプールに行って、水泳の練習をするんだと思うんですけども、夏休みの間に子どもたちが頑張ってきたことの評価を、2学期の最初のプールに、こんなに泳げるようになったねというような評価をしたと思うんです。8月の夏休み中に終わってしまうということは、水泳の子どもたちの努力は最後に評価されないのかなということとをちょっと思ったので、そのあたりは学校の水泳指導との関係はどのようになっているのかなということをご質問したいと思います。

【指導室長】 小学校の場合は、1学期のうちかなり水泳の指導が入ります。夏休みの方では任意の参加ということなんですけれども、実際は1学期中にかなり子どもたちの泳力を伸ばし、評価をしていくということ。そして、前期・後期でやる学校もあるわけなんですけれども、8月初旬で閉めているところは、ここまでで任意で参加するプール教室、教育課程では含まないプール教室ということで予定しているところです。

今、委員のご指摘にございました水泳に対する取り組みの評価につきましては、1学期中の水泳指導、それを主に評価していくという形で今取り組んでいる学校が多いと考えております。

【委員長】 教育課程によれば、1学期中にプール指導が終了すると。あとは任意の参加という形になっていると。それに対して、何かご意見がもしあれば、ここで伺っておいて、来年度に向けてまた参考のできる部分があるかもわかりませんので。教育課程はなかなか変更できませんので、ことしのことに関しては、今室長がお答えになったことだろうと思うんですが、ご意見がありましたらどうぞ。

【委員】 やはり今はスイミング教室に通っているお子さんと、そうでないお子さんの泳力の差というのが大きくなっていると思うんです。6年生で臨海学校に行っているときには、子どもたちにも臨海学校に向けてという目標があって、ほとんどの子どもたちがどうにかして泳げるようになるという取り組みがあったと思うんですね。その臨海学校がなくなってしまって、だれでも泳げるようになるようにという目標が、少し薄れてきているんじゃないかなという印象があるんです。それも含めて、夏休みの間に子どもたちが自主的に取り組んだ水泳の練習、水泳に対する興味・関心があって、さらに泳げるようになりたいと努力したことは、なるべく学校で評価してあげてほしいというふうに思います。特に、スイミングスクールなどに行ってなくて、自分で自主的にやっているお子さんの努力を評価してあげたいというふうに考えています。

【委員】 プール納めというのは形式的なものであって、もしかして9月に天候や気温の状況によってはプールを使用するということがあるんじゃないか、あってもいいと私は思うんですけれども、そうあってほしいなという思いもしています。

それと、これまでと同じなのか、そうでないのか。それから、水泳指導の時間が減っているのではないかなということが考えられるんですけれども。水泳は言うまでもなく全身運動で、非常に知能の開発とかそういうものにも絡んでいるというお話をよく聞きます。そういう意味で、もっとプール指導をたくさんやってほしいなという思いがします。

【委員長】 前半は 委員のご意見ということでありまして、ご質問の部分は、まずここに記されている期間が今までとほぼ同じなのかどうかということは、指導室長、もしおわかりでしたらお願いします。

【指導室長】 実際に、プール納めの時期ですけれども、平成16年度から管理運営規則によりまして、1学期の終了と2学期の開始が各学校の裁量に任されることになりました。そういったところで、8月末から学校が開始される場所がありましたので、後半に水泳教室をやっていた学校も後半ではなく前半に集中するということがあり、そういったところでプール納めの時期が動いてきたということが1点ございます。

また、時数でございますけれども、現行の学習指導要領ではやはり体育の時数が減りましたので、それにあわせて水泳に充てられる時数も減ってきたという事実はございます。ですけれども、新しい学習指導要領ではまた体育の時数がふえますので、そういったところでやや余裕を持って、前の学習指導要領並みの時数は充てられるのではないかなと考えています。

また、一番最初に 委員から、水泳が苦手な子どもについてのご意見を承りました。特に夏休みの水泳教室を有効に使いながら、泳げない子が一人も出ないで小学校を卒業させると、そういったところについてまた各学校に対して指導をさせていただきたいと思います。

【委員長】 教育課程を組むのは、学校長の専権事項ではありますが、こういう意見が教育委員会からあったということをお校長に伝えていただいて、そしてまた来年度、改善できる部分のご意見を取り入れていただきたいと、このようにしてください。

ほかにいかがですか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成20年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について

【委員長】 続いて報告事項2、平成20年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料2をご覧ください。平成20年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果についてでございます。

調査日時は平成21年1月15日でございます。

調査対象は、調査の概要の方をご覧ください。「問題解決能力等に関する調査」ということで、対象が小学校5年生、中学校2年生、そして「基礎的・基本的な事項に関する調査」ということで、こちらは抽出でしたが、本市においては全校実施ということで、小学校4年生、中学校1年生ということでございます。

主な内容につきましては、その右側に書いてございます。「問題解決能力等に関する調査」については5点、「基礎的・基本的な事項に関する調査」については国語と算数、中学校では国語と数学という内容になってございます。

1枚おめくりいただきまして、調査結果の分析でございます。1「問題解決能力等に関する調査」については、小学校5年生ですが、東京都の平均60.2に対しまして本市は55.9ポイントということでございます。中学校につきましては、東京都の69.2ポイントに対して、本市は68.3ポイントということで、達成率で申しますと小学校で55.9%、中学校では68.3%という結果でございました。いずれにおきまして、その下の観点別結果をご覧くださいますと、表現力の部分がやや本市の小学生、中学生とも低いのかなというところがございます。

もう1枚おめくりいただきまして、裏面に「問題解決等調査結果および分析」というところにまとめてございまして、右端の部分になります。小学校が上の段でございますが、7番の「表現する力」。こういった表現の問題かと申しますと、迷子の子どもを世話する場面で、どのように店員に説明するのかといったところで、順番を自分の中で選んで入れていくといったようなものです。本市の児童につきましては、不適切な文章を選んでしまった、あるいは順序を正しく選べなかったというようなことで、達成率が低くなっております。

中学生につきましては、一番右端の無答率が128名ということで、お礼状にふさわしい適切な表現を選んでいくというものなんです、そのところがまるっきり書けなかったという生徒が多かったということで、適切な文章を選ぶことがなかなかできなかったのか、時間がなくて一番最後の問題なのでできなかったのかというようなところがあったようでございます。

「問題解決能力等に関する調査」については、以上でございます。

続きまして、1枚戻っていただきまして、「基礎的・基本的な事項に関する調査」の結果でございます。小学校については左側、中学校については右側です。

小学校第4学年の国語・算数についてですが、国語については都の平均75.1%に対して本

市は71.1%、算数については都の80.6%に対して77.3%の達成率ということでございました。小学校の国語については、書く能力のところは5ポイント程度低い。算数については、数学的な算数的な考え方の部分でやはり5ポイント程度低かったということです。

中学校につきましては、国語については都が76%の達成率に対して本市は73.6%、数学については都が67.1%の達成率に対して本市は60.1%ということで、数学について中学校については課題が大きいかなというふうに考えております。

下をご覧いただきまして、中学校1年生の数学の中身ですけれども、知識・理解(小)と書いてございますのは、小学校の内容でございます。まだ分析が全部終わっていないんですが、大雑把に見てまいりますと、小学校のときに学習した分数の計算の問題がなかなかできていないといったようなところで、ここのポイントが低くなっているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 2つあるんですけれども、1つは、こういう学力検査が今行われるようになってきていますが、いわゆる知能検査というのを何十年も前にはやっていたんですが、今はやっていないんですよね。というのが1つ。

もう1つは、全員あるいは抽出とありますけれども、よそのところはいろいろなことが噂に聞こえてきますけれども、青梅市では特別支援を要する子どもたちはこの対象になっているんでしょうか、なっていないんでしょうか。

【教育指導担当主幹】 1点目の知能検査については実施しておりません。

2点目の、特別な支援を要する生徒についても、特別支援学級にいる生徒については実施しておりません。

【委員長】 学校教育にとって、子どもの学力の向上というのは喫緊の課題であるとともに、永遠の課題なんですね。子どもの学力に対して、やはり学校側と我々も情報交換をする必要があると思います。幸い今日、小学校長会との懇談会がありますので、先ほど教育委員で相談いたしました。この子どもの学力をどう高めていったらいいか、各学校の取り組みをいろいろお伺いしたいということに焦点を絞って、お話し合いを小学校長会としたいと、こういう結論になりました。よい機会なので、その機会をとらえて共通理解を図りたいと、こういう方向であります。

【教育指導担当主幹】 1点落としました。今回の調査でございますけれども、「問題解決能力等の調査」につきましては、小学校については昨年度よりもかなり成績が上がって、都の平均に迫るような勢いでございます。中学校につきましては、ほぼ都の平均と変わらぬ位置にいますということで、小・中学校とも努力していただいた結果が出ているかなと思っております。

【委員長】 どうして上がってきたかという分析も、むしろ必要ですね。

【教育指導担当主幹】 今、伸びが見られる学校に対する聞き取り調査をいたしました。その結果ですけれども、まず国語・算数・数学の基礎・基本の方でございますけれども、これにつきましては、朝の時間帯に漢字・計算の繰り返し学習等に集中して取り組んだ。それに対して定期的

な評価を行い、常に8割以上の達成率を目指した。といった取り組みをしたということでございます。それから、問題解決能力の育成につきましては、総合的な学習の時間において、豊かな体験活動をさまざまに展開し、そういった問題解決の力、あるいは調べ学習などの充実を図るといったようなことの報告をいただいております。

【委員】 今のお話を伺っていて、もう一つ感じたことなんですけれども、このテストが行われた後に、新聞にこの問題が出ていたので、私もこれを見て、おもしろい問題だなというふうに思いましたが、学校でこういうものをダイレクトに勉強することはないと思うんですね。迷子の子どもをどうするかとか。でも、高学年になると委員会活動というのがありますよね。総合学習の中でということもありましたけれども、教科以外の委員会活動、あるいはクラブ活動、そういうところで子どもたちが学び体験することができるんじゃないかなという風に思いました。各学校でのそういう委員会活動の実態などについても、機会があったらいろいろ教えていただきたいなというふうに思います。

【委員長】 新しい学習指導要領では体験活動を非常に重視していて、それと今の委員の意見がつながってくるんだらうと思います。教育委員からそういう意見があったということ、また学校の方にお伝え願えればよろしいかと思っております。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 青梅市学校給食会役員の改選について

【委員長】 続きまして報告事項3、青梅市学校給食会役員の改選について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、報告資料3にもとづきまして、青梅市学校給食会役員の改選についてご報告をさせていただきます。

本報告事項は、青梅市学校給食会運営要綱の規定にもとづき、青梅市学校給食会役員の改選をしようとするものでございます。

改選内容につきましては、青梅市学校給食会運営要綱第17項の役員の選任規定にもとづき、学校長および副校長の職にある役員の辞任と、また児童・生徒の保護者を代表する小学校・中学校PTA連合会役員の改選に伴うものでございます。

具体的には、お手元に配布させていただいております報告資料3、青梅市学校給食会理事・監事名簿の一番右の欄、就任日の欄に、平成21年7月3日と記載してあります6名の委員を、新たに選任するものでございます。

なお、この青梅市学校給食会役員の改選に当たりましては、小学校・中学校の校長会および小学校・中学校PTA連合会からの推薦と選任をいただいているものでございます。

任期につきましては、平成21年3月3日から、前任者の残任期間であります平成22年8月31日まででございます。

以上のとおり、ご報告させていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 勉強不足で申しわけないんですけども、学校給食会というのはどういった組織なのか、どういったことを目的につくったものなんでしょうか。

【給食センター所長】 学校給食会につきましては、運営要綱という定めがございます。その中に目的という規定がございまして、給食会は、青梅市立学校の給食事業の充実・発展に協力し、学校給食の円滑な運営に寄与することを目的とする、ということで定められております。

実際に、具体的にどういうことをしているのかということになりますと、学校給食に必要な物資、食材、そういうものの購入ですとか、あるいはそれを買うために学校給食費として学校で集めていただいたものを取りまとめるということ、そのようなことを主にさせていただいております。

【委員長】 学校給食会という組織は、上部の法令みたいなものがある、それにもとづいてできているのか、それとも例えば財団法人とか、そういうような形なのか。

【学校教育部長】 この学校給食会と申しますのは、市によっては一般会計というか、会計の中でやっている市もございます。ただ、この学校給食会というのは任意の団体でございますが、なぜこれを市と離れたところで置くかと申しますと、先ほど申し上げました円滑な物資の調達、さらには資金をきちっと独立したやり方で独立会計でやっていくと、こういう形のものでございます。ただ、市といたしましては、この学校給食会に対して、青梅市の予算から毎年当初の運営資金といたしまして4,100万円ぐらいのお金をお貸しし、その会計が順調になって入ってきますと、それをお返するということ、そういう援助というか支えはしておりますけれども、趣旨としましては、先ほど申し上げたような円滑に実施するための任意の団体と、こういうふうにご理解いただきたいと存じます。

【委員長(買手屋)】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 図書館の休館について

【委員長】 続きまして報告事項4、図書館の休館について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、報告資料4にもとづきまして、図書館の休館についてご報告させていただきたいと思っております。

例年行っております特別整理期間という言葉で周知してございますが、青梅市図書館条例第4条でこの休館日を定めてございます。この特別整理につきましては、蔵書点検、また図書の清掃・修理、館内整備等を含めまして、年1回行っているものでございます。

この12館につきましては、5館、5館、また2館という形での全館閉館をしないという形で行う休館でございます。

1番としましては、21年9月29日から10月3日までの5日間を、記載のとおり5館を休館。また2番としまして、21年10月6日から10月10日までの5日間を記載の5館。ま

た3番としまして、21年10月14日から10月20日までの7日間を記載の2館をそれぞれ休館し、先ほど申し上げました蔵書点検等を行っていく休館日を設けようとするものでございます。

また、ここには記載してございませんが、この休館の周知方法としましては、広報おうめ、図書館ホームページ、またポスター等で周知をさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 特別整理とありますけれども、どんな内容の整理なんでしょう。

【中央図書館管理課長】 これにつきましては、一般的に知られている言葉で申し上げますと、棚卸しの要素がございます。そこで、先ほど申し上げましたが、今現在、55万冊ほど、12館に収蔵してございます。これにつきましてはの点検、それから各資料の清掃、拭き掃除、また破損等の修理、それから館内の清掃等ございまして、昨年これに伴いまして、約7,800冊ほど不明本が発見されたというような状況で、毎年行っているものでございます。

【委員】 ずいぶん期間がかかるなど。もちろん冊数が多いですから、当然のこととは思いますが、やはり本を必要としている人が多いわけですから、集中的にやっていただいて、もっと短縮する方法はないかなという思いがいたします。

【委員長】 ご意見として伺っておきます。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 郷土博物館の臨時休館について

【委員長】 続きまして報告事項5、郷土博物館の臨時休館について、説明をお願いいたします。

【社会教育部長】 それでは、郷土博物館の臨時休館について、報告資料5にもとづきましてご説明申し上げます。

例年実施しておりますくん蒸作業であります。今年度につきましては、7月3日から12日(日)までの10日間を予定しております。このうち、くん蒸に用いる薬品を扱う日でございますが、7月6日から8日までの3日間あります。この3日間につきましては、博物館周辺の立ち入りも制限いたしますことから、7月6日(月)休館日でございますが、そのほかに7日と8日を臨時休館にしようとするものでございます。

なお、周知につきましては、記載のとおり、広報を中心に関連施設におきましても周知を図ってございます。

また、7月10日(金)でございますが、一連のくん蒸作業はここで終了いたしますけれども、薬品の濃度測定で残留濃度が高い場合には、最後の1日を延長するという事も生じますので、予備日として11日と12日の2日間をとってございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付決定について

【委員長】 次に、報告事項6、青梅市まるごとアート支援事業補助金交付決定について説明をお願いいたします。

【社会教育部長】 青梅市まるごとアート支援事業補助金の交付決定につきまして、報告資料6にもとづきましてご報告させていただきます。

報告に入ります前に、大変恐縮でございますが、内容に訂正がございます。この表の一番上、左側から3列目の「交付金額」を「申請金額」ということでご訂正をよろしくお願いいたします。

この補助金でございますが、青梅市内で自主的な文化芸術活動を行う団体に対しまして、補助金を交付することにより、青梅市におきます文化の香り高い創造的なまちづくりに寄与することを目的に、今年度から実施する制度でございます。

補助金交付要綱等、補助金の内容につきましては、5月7日の第2回教育委員会定例会でご報告させていただいておりますので省略させていただきますけれども、この補助金の交付につきましては、庁内に補助金選定委員会を組織いたしまして、申請内容を審査の上、交付の決定を行うものでございます。

今年度は表のとおり3団体から申請がございまして、5月28日に選定委員会を開催いたしまして、審査の結果、ご覧のとおり2団体に交付することに決定をしたところでございます。

なお、不可となりました団体の理由でございますけれども、欄外の にその説明等を記載してございます。

以上、報告とさせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 社会教育委員会議会議録（社会教育課）

イ 文化財保護審議会会議録（郷土博物館管理課）

ウ 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定委員会会議録（美術館管理課）

(2) 事業等の実施予定について

ア 学校給食センター食器改善の保護者通知について（学校給食センター）

イ 水泳場の開場について（体育課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 平成21年度学校基本調査結果について（総務課）

イ 第5回青梅市キンボール交流大会の実施結果について（体育課）

ウ 第62回都民体育大会の実施結果について（体育課）

エ オリピックムーブメント共同推進事業実施概要について（体育課）

【委員長】 続きまして報告事項7、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【体育課長】 補足説明をさせていただきたいと思います。

諸報告の（2）水泳場の開場についてということで、黄色い紙の次に一覧がございます。先ほどプールの関係がございましたので、これにつきまして報告させていただきたいと思います。

水泳場の開場につきましては、日程のとおりでございます。例年と同様に考えております。体育課といたしまして、また教育委員会といたしまして、平成18年のふじみ野市の事故を受けました安心・安全の施設づくりというふうな意味合いからご説明申し上げます。

プールの安全・安心に向けた対応でございますが、平成19年度に策定いたしました青梅市営水泳場における安全対策基準にもとづきまして、利用者が安心して利用できるよう、本年も心を新たにプール運営に当たっていきたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

なお、周知につきましては、7月1日号の広報に同じものが掲載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 そのほかいかがですか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

日程第4 協議事項

1 青梅市における社会教育のあり方についての諮問について

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。

青梅市における社会教育のあり方についての諮問について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、青梅市における社会教育のあり方についての諮問について、ご説明をいたします。協議資料の1をご覧くださいと存じます。

本案は、社会教育法第17条の規定にもとづき、青梅市社会教育委員会議へ諮問しようとするものであります。

社会教育法第17条には、社会教育委員の職務について規定をしております。その規定の中に、社会教育委員は定時または臨時会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べることができることとあります。この規定にもとづきまして、諮問をしようとするものであります。

次に、諮問する事項であります。青梅市における社会教育のあり方についてであります。諮問理由といたしましては、近年社会教育の概念が多様化してきたことにより、本市の今後の社会教育の方向性を検討する必要性が生じているため、意見を求めようとするものであります。

答申期限としては、平成22年3月31日を考えております。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

教育委員会から社会教育委員会へ、青梅市における社会教育のあり方についてご意見を伺いたいということで、来年の3月31日までに答申をもらうと、こういうことでございます。

よろしいですか。協議事項ですので、おはかりいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市における社会教育のあり方についての諮問について、は承認されました。

2 青梅市スポーツ振興基金の援助等に関する諮問について

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市スポーツ振興基金の援助等に関する諮問について、説明をお願いいたします。

【体育課長】 協議資料2にもとづきまして、青梅市スポーツ振興基金の援助等に関する諮問についてご説明申し上げます。

青梅市スポーツ振興審議会条例第2条の規定にもとづきまして、下記のとおり青梅市スポーツ振興審議会の意見を求めようとするものでございます。

諮問事項でございますが、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助並びに表彰についての2項でございます。

諮問の理由でございますが、援助対象事業および表彰候補者として、別紙のとおり申請がございましたので、援助の適否について意見を求めようとするものでございます。

答申日は平成21年8月31日でございます。

援助と表彰の内容について簡単にご説明申し上げます。

1ページ、青梅市スポーツ振興基金にもとづく援助についてのうちの1.普及推進事業でございます。市内の団体が、市民を対象とした普及を目的とする講習会等を開催するときに援助しようとするものでございまして、本年は青梅市テニス協会が主催します初心者テニス教室以下6事業、6団体、26万2,700円が申請額でございます。

1枚おめくりいただきまして、裏側になります。2の大会運営事業でございます。市内の団体が、市内全域以上を対象とする大会を主催等するときに援助しようとするもので、本年につきましては青梅市ビーチボール連盟が主催します第23回青梅市ビーチボール大会以下、4事業、4団体、5万7,650円の申請額でございます。

3のその他事業でございます。1および2以外で、その他援助が必要と認めたときに援助しようとするもので、オリンピック強化指定選手育成事業の1件でございます。なお、平成21年度の第1回の教育委員会で、第1項目目の青梅市体育協会のスポーツ育成強化事業につきましては、すでに諮問を終わっておりますので、再掲させていただきます。

1枚おめくりいただきたいと存じます。次に、2の青梅市スポーツ振興基金にもとづく表彰に

ついてでございます。候補者として、各連盟、団体、それから教育委員会の方から推薦して候補者として挙げたものでございます。表彰の中には、青梅市スポーツ功労賞というのがございますが、本年は対象はございません。青梅市スポーツ賞候補といたしまして、予選等を経過いたしまして、上位の大会で一定以上の成果を得た方を表彰しようとするもので、個人は荒川静香さん以下19人でございます。2の団体でございますが、青梅市立第三中学校ソフトテニス部以下10団体、49人でございます。なお、第三中学校のソフトテニス部におきましては、右側の実績でございますが、20年11月9日第52回東京都中学校ソフトテニス新人大会女子団体戦で優勝しております。

次に、5ページ、青梅市スポーツ奨励賞の候補でございます。1の個人としましては荒川理沙さん以下13人。また7ページ、団体でございますが、東京青梅ボーイズ以下7団体、71人。なお、東京青梅ボーイズというのは、硬式の少年野球のチームでございます。これは実績のところでございますが、21年3月25日から29日に行われました日本少年野球春季大会に出場したということで、表彰しようとするものでございます。

なお、表彰に関しましては、答申の結果を受けまして、体育の日に表彰することを予定しております。

よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 この表彰については、学校の方から推薦が上がってくるということなんでしょうか。

【体育課長】 そのとおりでございます。

【委員】 学校とは無関係な、とても関係があるとは思えない年齢の方がいたりいたしますけれども、これはどういうところから推薦が出てくるんですか。

【体育課長】 スポーツ奨励賞につきましては、基本的に市内小・中学校の児童および生徒が該当する賞でございます。青梅市スポーツ賞につきましては、学校も含めた地域、例えば全国大会とかそういうのはスポーツ賞の方で表彰するということで、スポーツ奨励賞につきましては、全国にいきますと9位以下、全国大会に出場すれば大体よろしいんですけど、小・中学生の部分だけはスポーツ奨励賞という形で分けまして、表彰の対象としている内容でございます。

学校と関係ないという部分につきましては、50歳、60歳あたりになっていると思いますが、スポーツ賞の方での表彰の対象になっていると。

学校以外の推薦する方、団体でございますが、青梅市体育協会の加盟団体等が主なものでございます。あと、私たちの現場でいろいろと情報を収集して、表彰の対象にする場合もございます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、おはかりいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長(買手屋)】 異議なしと認めます。よって、青梅市スポーツ振興基金の援助等に関する

る諮問について、は承認されました。

3 第68回国民体育大会開催に伴う審判員養成費補助金交付要綱の制定について

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。第68回国民体育大会開催に伴う審判員養成費補助金交付要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【国体準備担当主幹】 協議資料3にもとづきまして、第68回国民体育大会開催に伴う審判員養成費補助金交付要綱（案）についてご説明申し上げます。

まず、第1項の目的でございますが、第68回国民体育大会におきまして、青梅市で開催いたしますカヌー競技の審判員を養成するための補助金を交付いたしますが、それに必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2項といたしまして、補助金の対象でございますが、補助金は青梅市カヌー協会に交付するものであります。対象事業といたしましては、カヌー協会が実施する審判員養成事業でございます。

第3項、補助金の額等でございますが、補助金の額は予算の範囲内において算定した額とし、限度額は次に定めるとおりでございます。ただし、他の制度により補助金を受ける場合は、補助対象経費から除くものでございます。他の制度といたしましては、東京都から第68回国民体育大会競技役員養成事業費補助金というのが出ていまして、これが該当いたします。

まず、講師料としては2万円を限度といたしまして、講師交通費におきましては5,000円を限度といたします。また、審判員連盟登録料および審判員登録料も交付するものでございます。

第4項の補助金の申請から第5項、第6項、裏面に移りまして第7項、第8項のその他必要な事項につきましては、いずれも青梅市補助金等交付規則で定められた事務手続等でございますので、ご説明を省略させていただきます。

最後に、第9項、実施期日等でございますが、この要綱は平成21年7月から実施し、平成26年3月31日をもちまして効力を失うものでございます。また、失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還の手続に関しては、従前の例によるものとするのでございます。

なお、実施日が空欄になっておりますが、これは経営会議のオープン後に入力させていただきます。

以上で、第68回国民体育大会開催に伴う審判員養成費補助金交付要綱（案）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 趣旨はよくわかりました。必要なことだと思います。ですが、この期間が長いですから、何度にもわたるものですか、それとも1回限りのものでしょうか。

【国体準備担当主幹】 審判員を60人程度必要とみなしまして、それを充たすまで毎年実施し

ていく予定でございます。

【委員】 68回の体育大会は、そうすると平成26年に予定されているわけですか。

【国体準備担当主幹】 平成25年の実施になっております。

【委員】 それに向けて支援していくということになりますか。

【国体準備担当主幹】 そのとおりでございます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、おはかりいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、第68回国民体育大会開催に伴う審判員養成費補助金交付要綱の制定について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第7号を議題といたします。説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 議案第7号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、ご説明をさせていただきます。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条第3項第2号および同条同項第4号の運営審議会規定にもとづき、新たに青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱の内容であります。青梅市立学校給食センター条例の規定にもとづきます学校長の職にあります委員の辞任、および児童・生徒の保護者を代表する小学校のPTA連合会役員の改選に伴うものであります。

議案第7号表中の4名の方に、青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の推薦等につきましては、小学校・中学校の校長会および小学校PTA連合会からの推薦と選出をいただいているところでございます。

任期につきましては、平成21年7月3日から、前任者の残任期間である平成21年8月31日まででございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第7号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

追加報告

【委員長】 以上で、予定された案件は全て終了いたしました。その他何かありますか。

【指導室長】 先般、新聞等で市内中学生の暴力事件および自殺報道がありましたので、ご報告させていただきたいと思います。

【委員長】 ただいま指導室長から報告の申し出がありました。報告される内容につきましては、非公開が適当であると思われることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

非公開

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程につきましてご説明申し上げます。

まず、7月6日(月)学校訪問を予定させていただいております。午前8時40分、教育センター集合をお願いしたいと存じます。訪問校は第二小学校でございます。

続きまして、13日(月)こちらも学校訪問を予定させていただいております。午前8時40分に教育センター前にご集合をお願いします。訪問校は第三小学校を予定してございます。

次に、7月23日(木)平成21年度東京都市教育長研修会が予定されてございます。午後2時から東京自治会館で講演を聞くという予定になってございます。12時30分に教育センターに集合していただき、出発したいと思っております。事務局の方で車を手配してございますので、車で自治会館の方へ向かう予定でございます。

次に、8月3日(月)教育委員会協議会を9時30分から始めさせていただく予定となっております。教科用図書選定に係る委員会の報告等が内容となっております。同日、午後につきましては、教育委員会の臨時会ということで、午後1時30分から議案審議等を予定させていただいております。

次に、8月6日(木)教育委員会定例会、いつもどおり午後1時30分から、教科書の採択という内容で開催を予定してございます。なお、この日につきましては、会場が教育センター3階の研修室ということになります。

以上で、今後の日程の説明を終了させていただきます。よろしくをお願いいたします。

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第 29 条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員